

【旧版】民事訴訟法とは——2大特徴と全体像

⚠ この回はリメイクされました。最新版は前後編に分かれています → [#1前編 民事訴訟法とは何か](#) / [#1後編 訴訟の全体像](#)。以下は旧版の内容です。

第1章 民訴の基礎 ①／動画の内容を見返し用にまとめたものです（動画には含みません）。

「ゼロから民訴」の初回。民訴がなぜ存在するのか、他の紛争解決とどう違うのか（2大特徴）、そして全体像（4段階フロー）の地図を渡す。

1 今日を貫く軸（体系と時系列）

民法は「誰にどんな権利があるか」を決める**実体法**、民訴はその権利を裁判所で実現する**手続法**。実体法で権利の中身を作り、手続法で国家に動いてもらう——この2段階が民訴の存在構造（**民訴1条**「民事訴訟に関する手続については、他の法令に定めるもののほか、この法律の定めるところによる」）。

手続法は制度が多く細かいので、暗記に走ると必ず全体像を見失う。学習中は常に**2軸**を手放さない：

- ・ **体系（地図）**＝その制度が手続全体のどこに位置するか
- ・ **時系列（時計）**＝訴え提起→審理→判決→執行のどの段階か

例：「口頭弁論」を学ぶときは「審理の本体（体系）」かつ「訴状提出の後・判決の前（時系列）」と、両方の位置を同時に意識する。この2軸は今日から全回で使い続ける。

2 なぜ裁判が必要か（自力救済の禁止）

近代法は**自力救済の禁止**を鉄則とする。AがBに貸した100万円が返らなくても、AがBの家に乗り込んで実力で取り返すことは許されない。そのかわり国家が用意するのが裁判で、**裁判を受ける権利は憲法32条**が保障する（「何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない」）。自力救済禁止→国家が公的解決の場を用意→それが民事訴訟、という背骨を押さえる。

3 付随手続（民訴の外側を支える3法）

民訴は訴えの提起から判決まで「本体」を定めるが、判決が出て終わり、ではない。3方向から周辺法律が支える：

周辺法	役割	位置づけ
民事執行法	確定判決を強制的に実現（強制執行）	判決の 後
民事保全法	係争中に相手の財産隠匿・処分を防ぐ（仮差押え・仮処分）	本案判決 より前 に動く
倒産法	倒産時に残った財産を清算・配当	包括的清算

試験で民事執行法・民事保全法の名が出たら、「民訴の外側にある周辺法律」と即座に位置づけられること。

4 訴訟 vs 非訟、そして2大特徴

紛争解決は裁判だけではない。大きく**訴訟**と**非訟**に分かれる（非訟の典型＝調停＝当事者の話し合いによる解決）。この対比から民事訴訟の**2大特徴**が出る：

1. **強制的かつ終局的な紛争解決**——相手が嫌がっても進められ（強制的）、確定すれば後から覆せない（終局的＝確定判決に**既判力**が生じ、同じ請求を再び訴訟で争えない）。
2. **私的紛争の公権的解決**——私人間のトラブルを、裁判所という国家機関が公的立場から解決する。

非訟（調停等）は強制力がなく、合意があってはじめて成立し、終局的でもない。**民訴を一言でいえば「強制的かつ終局的な、私的紛争の公権的解決」**——この定義は論文でも使える。

5 全体像（4段階フロー）

民訴は大きく4段階。今後この順に体系解説していくので、まず地図として頭に入れる：

1. **訴え提起**——訴状を裁判所に提出して始まる（どの裁判所か＝**管轄**／何を請求するか＝**訴訟物**）。
2. **審理**——民訴の中核。当事者が主張と証拠を出し合い、裁判所が事実を認定していく。
3. **判決**——裁判所の終局的な判断。
4. **強制執行**——判決の内容を強制的に実現（民事執行法）。

6 目的論（背景として）

民訴の目的には学説対立がある（①権利保護説／②紛争解決説／③手続保障説／④複合目的説（通説））。目的論そのものが正面から問われるより、**個別論点の議論の前提**として効いてくる。論文では「複合目的説を前提に○○」という形で使う。

7 IT化・電子化

近年の最大の改正テーマが**IT化**。従来は紙で提出していた訴状を、オンライン（電子情報処理組織）で申立てできるようになった（**民訴132条の10**）。電子化は手続全体に及ぶので、各制度の解説でも適宜触れる。古いテキストは未対応のことがあるので、IT化周りは最新条文で確認する。

◆ 短答ひっかけ

- 民訴＝**手続法**（民訴1条）。実体法（民法）と車の両輪。
- **自力救済の禁止**→国家が裁判を用意（裁判を受ける権利＝**憲法32条**）。
- 周辺3法＝**民事執行法**（判決後の強制執行）・**民事保全法**（係争中の保全・本案より前に動く）・**倒産法**（清算）。
- 2大特徴＝**強制的・終局的な解決**（確定判決に既判力）／**私的紛争の公権的解決**。非訟（調停）は強制力なし・合意ベース・非終局。
- **IT化**＝オンライン申立てが可能に（**民訴132条の10**）。古いテキストは未対応のことがある。

◆ 今日の地図（保存版）

- **手続法×2軸**：実体法（民法）と両輪／学習は常に「体系（地図）」＋「時系列（時計）」（民訴1条）。
- **存在根拠**：自力救済の禁止→国家が裁判を用意（憲法32条）。
- **付随手続**：民事執行法（執行）・民事保全法（保全）・倒産法（清算）が本体を支える。
- **2大特徴**：①強制的・終局的（既判力）／②私的紛争の公権的解決。↔ 非訟＝合意・非強制・非終局。
- **全体像**：訴え提起（管轄・訴訟物）→審理（中核）→判決→強制執行 の4段階。
- **目的論**：権利保護／紛争解決／手続保障／複合目的説（通説）——個別論点の前提として効く。
- **IT化**：電子申立て（民訴132条の10）。

次回は #2 「訴訟と非訟・民訴の目的論——強制と合意の対比軸」。